

令和5年4月

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

一定期間ご利用のないお客さまの  
「シティ信金パーソナルダイレクト」解約処理の実施について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では「シティ信金パーソナルダイレクト」（以下、「本サービス」といいます）による不正送金被害の未然防止等のため、下記のお客さまについて、利用規定に基づき、本サービスを解約させていただきました。

対象のお客さまにおかれましては、事情ご賢察のうえご理解いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

記

1. 本サービス解約対象のお客さま

以下の2つの条件を満たすお客さまを解約対象とします。

(1) 令和3年3月末以前にご契約いただき、令和3年4月1日以降にログイン（家計簿アプリ等の連携は除きます）されていないお客さま【令和4年12月末時点】

(2) ワンタイムパスワード未登録のお客さま【令和5年3月末時点】

\*なお、一部のお客さまは対象外となります。

\*対象となったお客さまへは、令和5年1月に当金庫にお届けの住所に、ダイレクトメールを郵送しております。

2. 本サービスの解約実施日

令和5年4月10日（月）

3. 本サービスにおける解約事由

個人インターネットバンキングサービス利用規定第17条（解約等）3項（サービスの強制解約）に基づき、解約させていただきました。

第17条 解約等

～ 省略 ～

3. サービスの強制解約

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

～ 省 略 ～

(2) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。

～ 省 略 ～

(7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

～ 省 略 ～

(10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

#### 4. 本サービスのご利用について

本サービスを再度ご利用される場合は、改めてお取引店にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、振込・振替を必要とされず、口座残高や入出金確認のみを希望されるお客さまは、スマートフォンで手続き可能な「大阪シティ信用金庫アプリ」を用意しております。

以 上